

# 地域で災害に備えよう!!

防災週間 8月30日(火)～9月5日(月)

◎問い合わせ 危機管理対策室 ☎内線241

9月1日は  
防災の日  
です

大正12(1923)年9月1日に発生した関東大震災は、死者・行方不明者14万人以上という未曾有の被害をもたらしました。

この時の教訓を忘れないようにと、9月1日を「防災の日」、この日を含む1週間を「防災週間」と定めています。

この機会に各家庭や地域で防災対策は十分なのか、改めて確認してみましょう。

## 自分の身は自分で守りましょう

災害時に助け合うためには、まず自分の身を守る行動をとることが必要です。地震の揺れを感じたら、慌てずテーブルや机の下に身を隠し、身の安全を確保しましょう。ヘルメットや防災ずきん、座布団などを用意しておくで安心です。

家具等の転倒を防ぐため、あらかじめ固定したり、配置換えをしましょう。食器や本などは、重いものを下に、軽いものを上に置く等配置に心がけましょう。タンス等の上には角の鋭いものや重たいもの等は置かないようにしましょう。

## 災害時の「自助・共助・公助」

災害が発生した場合は、町や消防などの防災関係機関が被害の拡大防止や負傷者の救助(「公助」)にあたりますが、早期の対応には限界があります。自分の身を自分の努力によって守る「自助」や、地域や近隣の人々が集まり、互いに協力しながら防災活動を行う「共助」の取組みが重要になります。

災害時には、「自助」、「共助」、「公助」が円滑につながることであり、被害の軽減を図ることができます。

## 災害時要援護者に登録を

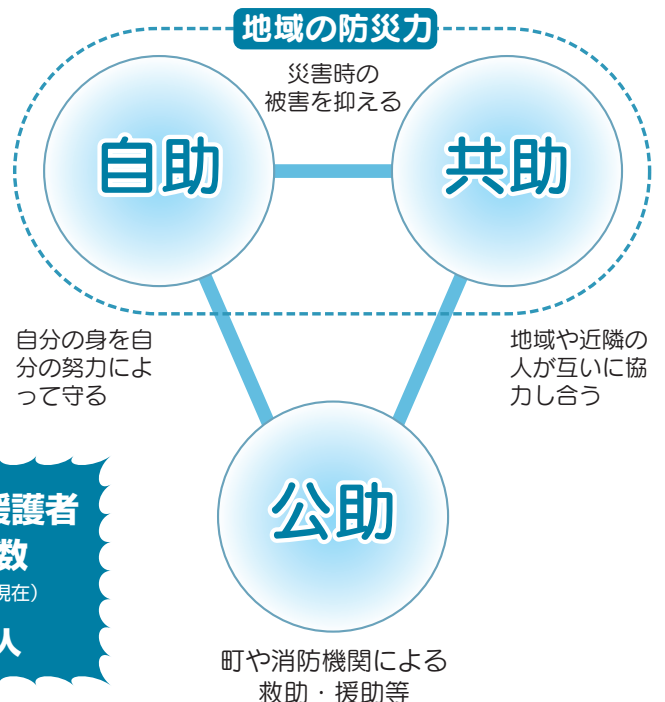
地域の皆様へ  
助け合いましょよう

町では災害発生時に自力で避難することが困難な方の支援をスムーズに行えるように、「災害時要援護者登録申請」を受け付けています。

この制度は、支援が必要な方に登録していただき、その情報を地域の支援者と共有することで災害時の救出・避難活動に役立てるものです。

災害時要援護者登録申請をされる場合は、「災害時要援護者登録名簿申請書」を提出してく

## 自助・共助・公助



災害時要援護者  
登録者数  
(H.23.6.20現在)  
971人

ださい。申請書は、危機管理対策室(町役場3階)、保険福祉課(町保健センター)、国府支所、障害福祉センターで配布しています。

いざという時に支援していただけるよう、普段からより良い近所付き合いを心がけましょう。

なお、この登録申請は、災害時要援護者の方の個人の情報を町に提供していただき、支援を受けるために自主防災組織や自治会・町内会等に個人の情報を提供することに同意される方に限ります。

また、災害時要援護者の方は、

